

平成26年第9回

# 荒川区教育委員会定例会

平成26年5月9日  
於)特別会議室

荒川区教育委員会

平成26年度荒川区教育委員会第9回定例会

1 日 時	平成26年5月9日	午後3時00分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	委 員 長 委員長職務代理者 委 員 教 育 長	高 野 照 夫 小 林 敦 子 青 山 侖 高 梨 博 和
4 欠席委員	委 員	坂 田 一 郎
5 出席職員	教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 兼 教 育 施 設 課 長 学 務 課 長 指 導 室 長 生 涯 学 習 課 長 図 書 館 課 長 書 記 書 記 書 記 書 記 書 記	五 味 智 子  丹 雅 敏 佐 藤 淳 哉 小 山 勉 北 村 美 紀 子 小 堀 明 美 駒 崎 彰 一 大 谷 実 中 村 栄 吾 湯 田 道 徳 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第22号 荒川区社会教育委員の委嘱について

(2) 報告事項

- ア 生活保護法の改正に伴う就学援助事業の課題等について
  - イ 平成27年度使用小学校教科用図書の採択までのスケジュールについて
  - ウ 平成25年度体罰等実態調査の公表について
  - エ 平成26年度荒川区登録・指定文化財諮問(案)について
  - オ 平成26年春の叙勲受章者の報告について
  - カ 伝統工芸記録映画「伝統に生きる 刷毛 齋藤 正一郎」について
- (3) その他
- ア 日暮里図書館におけるカレーライス投入事件について

委員長 荒川区教育委員会第9回定例会を開催いたします。

出席委員数の報告を申し上げます。

本日、4名出席でございます。

会議録の署名委員は、小林委員及び青山委員をお願いいたします。

教育長、ごあいさつをお願いいたします。

教育長 荒川区では今年度から通年議会を導入することになり、その通年議会開催のための事前の議会ということで、開会時間が変更となり大変失礼いたしました。また、先生方にはこの教育委員会に先立って、ふるさと文化館で展示を御覧いただき、ありがとうございます。引き続き生涯学習、生涯スポーツ、そして地域文化、図書館ともどもぜひ御支援いただければと思っております。

本日の案件が若干多うございますけれども、どうぞよろしく願い申し上げます。

委員長 どうもありがとうございました。

机の上に2月14日開催の第3回定例会及び2月28日開催の第4回定例会の会議録が配付されております。次回の定例会で承認についてを諮りたいと思いますので、次回までに確認し、何かお気づきの点がございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは本日の議事日程に従いまして、議事を進めます。あらかじめ送付いたしました開催通知は、審議事項は1件、報告事項は4件、その他報告事項1件として御案内していましたが、本日は御手元の次第のとおり報告事項を2件追加させていただきました。

まず議案の審議を行います。

初めに、議案第22号「荒川区社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

議案第22号について、御説明をよろしく願いいたします。

生涯学習課長 議案第22号「荒川区社会教育委員の委嘱について」でございます。提案理由でございます。社会教育委員6名、新任4名、再任2名を委嘱するものでございます。

内容でございます。まず新任の委員でございますが、学識経験者といたしまして、小池茂子、役職名等は聖学院大学准教授でございます。

任期につきましては26年5月9日から28年5月8日、2年間でございます。

続きまして新任の学識経験者でございます。八木敦子、政策研究大学院大学非常勤講師でございます。同じく任期は2年間でございます。

続きまして新任の学校教育関係者でございます。刑部之康、原中学校校長で、中学校校長会の会長でございます。任期は同じでございます。

続きまして社会教育関係者の新任でございます。岡野正隆、荒川区少年団体指導者連絡会

前会長でございます。任期は同じでございます。

再任2名でございます。社会教育関係者、石塚昭一郎、荒川区文化財保護審議会委員でございます。任期は同じく2年間でございます。

最後に社会教育関係者の再任でございます。佐野康悟、荒川区青少年育成日暮里地区委員会会長でございます。同じく2年間の任期でございます。

委嘱後の社会教育委員の構成でございますが、10名記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの御説明につきまして、御質問ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 では、質疑を終了いたします。

議案第22号につきましては、意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 討論を終了いたします。

議案第22号について異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

議案第22号「荒川区社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり決定いたしました。ありがとうございます。

次に、報告事項に移ります。

初めに、「生活保護法の改正に伴う就学援助事業の課題等について」、御説明をお願いします。

学務課長 それでは説明させていただきます。

「生活保護法の改正に伴う就学援助事業の今後の課題等について」、事前の情報提供も含めまして御説明をさせていただきます。

生活保護法が昨年8月で改正となりまして、生活保護基準が段階的に見直しになる予定でございます。その関係が就学援助の方に、端的に言うと計算上影響することとなり、それを今後どう扱うかという点について課題となっているという御報告でございます。

まず就学援助事業の内容でございますが、最初の でございます。就学援助は学校教育法の規定に基づき、教育の機会均等を図るため、経済的に就学が困難な者に対し、学用品費、給食費及び遠足費等就学に必要な費用を支給する事業です。対象は生活保護受給中の要保護者と、区市町村が要保護者に準ずると認める準要保護者であり、本区においては、準要保護者の認定基準を生活保護基準の1.2倍としております。なお、準要保護者の認定に当たっ

ては、前年の所得を用いることから、基準となる生活保護基準も前年度のものを用いています。

実績は、下の表でございますが、小学校約3割、中学校は約4割の児童・生徒が就学援助を受け取っている状況でございます。

生活保護法の改正による影響でございますが、国は、このたび生活保護法の改正を行い、25年度から段階的に生活保護基準を引き下げることとしています。この見直しを就学援助の認定基準、つまり1.2倍という基準にそのまま当てはめると、生活保護法の基準が下がれば就学援助の所得基準も下がってしまうということにつながります。そのまま反映させると、従来就学援助事業の対象となっていた生徒・児童が対象外となる可能性があるという問題でございます。

ただ、一方、昨年5月、文科省から通知として文書が発せられてございまして、児童・生徒の教育を受ける機会が妨げられることのないよう、当初に生活保護受給中であつた要保護者は引き続き要保護者として認めるということに加え、準要保護者についても「要保護者への対応で示した国の趣旨を踏まえ、各区市町村で判断するように」ということでの通知文で受け取ってございます。

つまるところ、これまで就学援助をもらっていた児童・生徒に関しては、引き続きもらえるように、この生活保護法の改正が就学援助に及ばないようにという通知文でございます。今後見直しが終わるまでの方針と都の方に確認してございます。

裏に行っていて、1枚目で申し上げたとおり、教育の機会均等の確保、これが大事だということで生活保護法の改正とは連動しないようにという国からの通知があるということ、そのため単純に今1.2倍としてしまうと、今後その影響が出てしまうので、今後の対応についての検討が必要であるというのが課題でございます。

その他として、平成26年度当区においては、前年4月の基準を用いるため、25年8月の生活保護法改正の影響は26年度の就学援助の支給には、事務的には及んでおりませんので、26年度自体には特に問題はございませんが、27年度以降については、今年度中に対応を決定する必要がございます。

なお23区では、杉並、葛飾、中野の3区は、生活保護法の見直しに連動するということで、認定基準を厳しくするという方針が発表されています。新聞紙上にもその辺の情報については記載されてございますが、その他の20区につきましては現在、検討中と聞いてございます。

現状の御説明でございます。説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。質問などございませんでしょうか。

青山委員 杉並、葛飾、中野の3区が生活保護基準の見直しに連動させて、認定基準を厳しくしていると言っているのですけれども、もう既に26年度の就学援助事業について厳しくしたのですか。

学務課長 はい、26年度から厳しくしてございます。8月の改正の趣旨を区としてはもう組み入れて、26年度に実際に支給を行うと。

青山委員 ただ、生活保護法の改正は、生活困窮者法と2法セットだったかと思います。生活困窮者法の方はまだ実施されていないわけで、だから厳しくすることはできないのではないかと思うのですけれども、どうやって厳しくしたのですか、実務的に。

学務課長 ちょっとすみません、確認させていただきたいと思います。

青山委員 つまり生活保護自体は、例えば親族等について厳しく追及するとか、支援できないという文書を親族から提出させるとか、そのほか調査を含めて厳しくするというのが生活保護法のここでいう厳しくするということです。その一方で、生活保護に至る前の困窮者に対して自立支援をすると。これまた自治体に押しつけられたわけですから、各自治体がそういう困窮者に対して生活保護に陥らないように支援し、それぞれ生活の自立プランを個人別につくるという支援を区が、区に限らず区市町村がやるというのが報道されている生活保護基準の見直し、生活保護法の改正と生活困窮者法の2法セットにした説明だったと思います。その困窮者法の方は当然そういう態勢はまだ区でできていないわけで、自立支援は行われていないわけです。それなのになぜ生活保護自体を厳しくすることができたのか、論理的にも実務的にも理解できないのです。

教育長 事務局として詳細については、確認いたします。

青山委員 むしろ方針として今後、厳しくなった生活保護法の認定基準によって、生活保護の受給者が減ることが予想されるわけです。その下がった基準をもとに1.2倍で就学援助を実施するという考え方を決めたというならわかるのだけれども、これには厳しくして就学援助事業を行っている。今年度からもう就学援助が減っていると読み取れるのだけれども、どうやってそういうことができるのかよくわからない。

教育長 生活扶助費等が、一般家庭との実態を踏まえて下がってはいると思うのですけれども、それを直ちに反映しているのかどうなのか、幾らぐらい下がっているのかということも含めて詳細に、確認させていただきます。併せて、3区につきましてもどれだけ下げているのかということにつきましても調査いたします。

青山委員 多分実質的に同じではないかと思いますが。

教育長 そうですね。委員長、よろしいでしょうか。

委員長 お願いします。

教育長 荒川区につきましては先ほど学務課長から御説明させていただいたように、4月1日の基準をもとに就学援助事業をやっていますので、26年度については生活保護基準の見直しの影響は受けません。ただ、この間、生活保護の基準の見直しに伴って就学援助をどうするのかということで、新聞社から問い合わせが結構あります。新聞社はそれをまとめて、全国の自治体が今どういう状況にあるのか、見直しをするのかしないのかということで、この間、幾つかの新聞記事に荒川区の名前も含めて掲載されております。

荒川区としては、今後、検討していきたいと考えており、その御決定もこの教育委員会で御審議いただきたいと思っているのですけれども、この間のマスコミ等での報道も含めて、事実状況がどうなっているのかということについて、本日御報告をさせていただきたいと思った次第です。

ただ、青山委員がおっしゃったように、見直しを決めたという自治体についての把握が十分ではございませんので、これについては次回までの宿題ということで、調べさせていただきたいと思っております。

青山委員 教育委員会としては、これは文部科学省の言うとおりであって、児童・生徒の教育を受ける機会が妨げられないと、そういうことがないようにするというのが原則だと。そうした場合に機械的に新しい厳しくなった生活保護基準によるかよらないかということではなくて、生活保護基準は厳しくなりました。けれども自立支援をきちっとやっていますということだったら私は新しい生活保護基準に合わせるべきだと思うのです。けれども恐らく自立支援が定着していくのは大変なことだと思うのです。一人一人に就業のための職業訓練だとかスキルを身につけていくだとか、生活習慣をつけていくだとか、アルコール依存から脱するとかそういう訓練をして、それが実のあるものになって初めて自立支援が実体のあるものになるはずですよ。けれどもなかなかそうはいかないと思うのです。セットのはずだった自立支援の方が、多分すぐには軌道に乗らない。それなのに生活保護基準が新しく厳しくなったのに合わせると、ここの表現をかりると児童・生徒の教育を受ける機会が妨げられてしまうということに論理的にはなると思うのです。だからこれは自立支援が本当に実質化したかどうかというのが、一つのメルクマールになるのではないかと思いますね。そう機械的に新しい生活保護基準によるかよらないのかという議論はできないと思うのです。

教育長 青山委員がおっしゃられるように、ただ単に扶助費の金額が下がった上がったとかということだけではなくて、所得の低い方々に対する公的な支援、全体的な支援のあり方も含めた形で、低所得の御家庭に対する教育の扶助ということについても、ぜひ慎重に検討させていただきたいと考えております。目途としては今年中でしたか。

学務課長 来年度のことを決めないといけないので、今年度中には決定しないといけません。

小林委員 子どもの貧困の問題というのは非常に深刻な問題であって、特に荒川区では自治総合研究所の方で子どもの貧困に取り組み、詳細な調査を行いまして、非常に問題であるということを描した自治体であると思います。

その中で子どもの貧困で特に子どもが小さい段階、幼稚園、小学校、中学校段階できちとした教育を受けるということが、大切であるという結論であったと思うのです。その意味では、就学援助というのが極めて重要なのではないかと私自身は考えています。

恐らく生活保護世帯が増えてしまって、財政的な事情であるとか、そういうのは十分考えられると思うのですが、小・中学校段階の就学支援は減らしてはならないのではないかと思いますので、ぜひ慎重に検討していただければと思います。

委員長 同感です。

教育長 ただいまの小林委員の御意見も十分に参考とさせていただきたいと思っております。

委員長 ありがとうございます。そのほかに意見はございますでしょうか。御質問ありますか。とてもいい意見をありがとうございました。

では、次に移ります。

続いては、「平成27年度使用小学校教科用図書の採択までのスケジュールについて」、御説明をお願いいたします。

指導室長 件名は、「平成27年度使用小学校教科用図書の採択までのスケジュールについて」でございます。

前は小学校教科用図書採択について御報告を申し上げましたが、今回は採択までのスケジュールについて御報告をするものでございます。

採択までのスケジュールについてでございますが、次回の5月23日、第10回定例会におきましては、選定調査会の委員報告と教科別専門部会の委員報告をさせていただきます。また、選定調査委員会への調査依頼項目について御提案させていただき、御確認をお願い申し上げます。

6月27日、第12回定例会におきましては、選定調査会の調査結果の御報告をさせていただきます、質疑をお願い申し上げます。また、教科用図書見本を配付させていただきます。

7月11日の協議会と、まだ未定ですが臨時の協議会におきましては、小学校教科用図書の調査研究について質疑や御協議の場となります。

7月25日、第14回定例会におきましては、採択をしていただきます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。前回、青山委員から日程につきまして御質問がありました。よろしく御検討をお願いいたします。

御質問がありましたらお願いいたします。

教育長 前回、十分にお答えできなくて申しわけございませんでした。

委員長 では、これでもよろしくをお願いいたします。重要な問題です。このスケジュールに合わせて考えないといけないと思います。よろしくをお願いいたします。

続いて、「平成25年度体罰等実態調査の公表について」ですが、人事に関する案件でございますので、会議規則第12条の規定により、会議を非公開としたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

では、「平成25年度体罰等実態調査の公表について」の会議は非公開といたします。

それでは事務局の説明者を除き、退室をお願いいたします。

〔事務局職員退室〕

〔報告事項ウ非公開により審議終了後、事務局職員入室〕

委員長 では、次に移ります。

では、「平成26年度荒川区登録・指定文化財諮問（案）について」、お願いいたします。

生涯学習課長 「平成26年度荒川区登録・指定文化財諮問（案）について」、御報告いたします。

内容でございます。まず荒川区登録文化財についてでございます。下記2件の文化財を荒川区登録文化財とすること及び保持者として認定することでございます。

種別 有形文化財歴史資料、名称 梅花仏鑑塔（ばいかぶつかがみとう）、所有者 養福寺、所在地 荒川区西日暮里三丁目3番8号でございます。

次に、無形文化財工芸技術でございます。名称 桐たんす、所有者 村井泰雄、所在地 荒川区町屋七丁目21番7号でございます。

次に、荒川区指定文化財についてでございます。下記2件の文化財を荒川区指定文化財とすること及び保持者として認定することでございます。

種別 有形文化財建造物、名称 石浜神社鳥居、所有者 石浜神社、所在地 荒川区南千住三丁目28番58号。

次に、無形文化財工芸技術、名称 桐たんす、所有者 川俣頼三、荒川区東日暮里六丁目13番15号でございます。

なお詳細につきまして野尻館長から御説明いたします。

委員長 お願いいたします。次のページから説明書があると思います。

荒川ふるさと文化館館長 それでは荒川ふるさと文化館、野尻の方から、登録・指定文化財諮問の候補について説明させていただきます。資料と写真を御覧になりながらお聞きください。

まず登録文化財です。有形文化財歴史資料、梅花仏鑑塔でございます。所有者は養福寺、西日暮里三丁目にあるお寺さんです。こちらの梅花仏鑑塔というのは、この写真にありますように丸い、梅・花・仏の文字が刻まれた円形の石塔をいいます。これは松尾芭蕉の芭蕉十哲と呼ばれた弟子たちですが、その一人である各務支考（かがみしこう）のお墓、これがこの丸い形状と支考の姓から鑑塔というふうに使われております。これを模した石塔で、同じような形状の石塔は岐阜県の大垣市、それから三重県桑名市、江東区深川などの松尾芭蕉ゆかりの地に置かれております。

養福寺境内には、指定文化財になっている談林派歴代の句碑が置かれております。このそばにこの梅花仏鑑塔が設置されているわけです。

松尾芭蕉というのは、芭蕉の俳句の境地を開拓する前ですけれども、談林派の俳諧の影響を相当受けております。伊賀の方から江戸に入ってきて、すぐに西山宗因（にしやまそういん）とも会って、句会で同席しております。この談林派の開祖である西山宗因と松尾芭蕉との関係から置かれた可能性が高いと考えております。これがまず1点。

もう一つ、無形文化財工芸技術、桐たんす、村井泰雄さんが保持者でございます。昭和24年11月1日生まれの64歳です。荒川区町屋七丁目にお住まいです。保持者は町屋生まれで、大正10年に祖父の正一郎さんが、この町屋の地で独立開業いたしました。この保持者の父、正造氏、それから兄、正孝氏、正孝氏は区の登録無形文化財になっております。3代続く桐たんすの職人であり、保持者も父、正造氏のもとで修業を積んで技術を修得しております。

桐たんすの製作は、板の選定から組み立てまで行う兄の正孝氏と連携して行っていて、保持者は主に仕上げ、仕上げ削り、色付け、金具付けなどを担当しております。作業は正孝氏の工房で行っています。既に文化財になっております正孝氏によれば、泰雄氏の技術がないと自分のたんすは完成しないということでございますので、桐たんすという名称ではございますが、最後の仕上げの部分の特化したような形で、文化財保護審議会の先生方に御審議していただければと考えております。

次に、指定文化財ですが、1件目が有形文化財建造物、石浜神社鳥居、寛延2年銘。この神社は、南千住三丁目にある大きな神社さんですけれども、寛延2年、1749年8月、これ「さいせいめい」と読みますが、3日という日付を表した言葉です。つまり8月3日に建立されたものです。鳥居の形式は神明造（しんめいづくり）、石浜神社はお伊勢さんを勧請している神社ですので、神明造の鳥居となっております。

鳥居の柱には、施主57名の名前が刻まれております。また銘文が柱に刻まれているのですが、これが鳴鳳卿撰文になっております。鳴鳳卿（めいほうけい）というのは、江戸幕府8代将軍の吉宗の侍講、先生ですね、を務めていまして、北区の飛鳥山に碑文がございまして、これを撰文したことで知られている成島錦江（なるしまきんこう）という学者です。何度かこの鳥居は移転されておりますけれども、現在は第二鳥居とされていて、参道の表を飾っているものです。もう一つ、第一鳥居というのがございまして、安永8年、1779年6月16日の銘がありますが、こちらとの関係性も検討する必要があるかと思っておりますので、両方審議会の先生方に見ていただくことで考えております。

次に、無形文化財工芸技術、桐たんす、こちらは川俣頼三さん、昭和13年1月28日生まれ、76歳の東日暮里六丁目にお住まいの職人さんです。地元のお生まれで、昭和10年ころに父の川俣善七氏、この方も区の指定文化財でしたが、既にお亡くなりになっております。善七氏がこの東日暮里で独立開業いたしました。保持者は父のもとで修業しまして技術を修得しております。桐材の選定、板の加工、組み立てを経て桐たんすをつくる技術で、仕上げも行っております。

写真をちょっと見ていただきたいのですけれども、指定文化財の写真の川俣さんの方の桐たんすですが、独特の文様が見てとれるかと思っております。川俣さんの桐たんすは白の仕上げではなくて、灰色っぽい仕上げをしているのですけれども、この着色の技術を、非常にすぐれた技術を持っていると業界では言われている職人さんでございまして。ちなみに荒川区伝統工芸技術保存会の会長さんでございまして。

以上でございまして。

委員長 ありがとうございます。どなたか御質問ございますか。

小林委員 前に聞いたかもしれませんが、登録文化財と指定文化財の違いを教えてください。

荒川ふるさと文化館館長 文化財保護条例の中に、登録文化財と指定文化財がございまして、登録文化財というのは登録台帳に登載するという意味でございまして。広く荒川区に関係するものを登録させていただくと。その中から、非常に大事な、貴重なもの、それをまた選択いたしまして指定文化財にいたします。ですから登録が解除されて指定になるのではなくて、登録台帳に登載されたまま、その中から抽出して指定文化財が選ばれるということでございまして。

小林委員 ありがとうございます。

委員長 2段階で登録するという意味ですね。わかりました。ありがとうございました。そのほか御質問ございますか。

教育長 私が聞くのも何ですけれども、登録文化財から指定文化財に行くのは大体何年ぐらい

かかるのですか。

荒川ふるさと文化館館長 年数ではありません。登録文化財のままというのたくさんあります。登録文化財は審議していただく段階で既に先生方の方に打診いたまして、これは指定まで持っていけるもの、そうではないものというのは実は登録段階で大体わかっているわけです。職人さんの場合は、もちろん登録されて、その後に10年とか経ちましたら、技術をかなり修得されたという認定がされれば指定ということにもなりますけれども、必ずしも指定になるわけではございません。

教育長 もう1点。この梅花仏鑑塔は、いつごろの年代の制作ですか。

荒川ふるさと文化館館長 こちらは年代が刻まれておりません。ただ、この形状のものは本当に数例しか確認されておりませんので、本年度、松尾芭蕉の展示を行いますので、大垣市、それから桑名市の方の調査もやりまして、形状、それから筆の運びですとか、そういったところを比較して、同等のものかどうかを先生方に御審議いただくような調査を進めたいと思っております。

教育長 それで制作年代もわかるのですか。

荒川ふるさと文化館館長 そうです、大体そこから推測していくという形です。

青山委員 この養福寺にはその種の記録というのは全くないのですか。

荒川ふるさと文化館館長 養福寺も戦災に遭っておりまして、古文書がほとんど残っておりません。ただ、談林派関係の本はたくさん出ておりまして、談林派歴代の句碑について、または大田南畝などがここに訪れて、境内の様子などを書き留めておりますので、まずはそこから、地道に確認していきたいと。

青山委員 ヒストリーが出てくるかもしれない、史記伝書みたいなものが。

荒川ふるさと文化館館長 残念ながらお寺さんの方にはございません。

青山委員 お寺にはなくて、ほかの文書で。

荒川ふるさと文化館館長 はい、そうですね。

委員長 きょうは御案内していただいたり、いろいろとありがとうございました。そのほかございませんでしょうか、御質問。

なければ「平成26年春の叙勲受章者の報告について」でございます。

生涯学習課長 「平成26年春の叙勲受章者の報告について」でございます。表彰等は一人でございます。

平成26年春の叙勲、瑞宝単光章でございます。表彰者、日本国政府でございます。基準は公務等に長年にわたり従事し、成績を上げた方ということでございます。

受章者でございます。松崎啓三郎氏、24年度の伝統工芸技術の「伝統を生きる」の映

像記録を制作した職人さんでございます。

所属団体等につきましては、東京伝統木版画工芸協同組合理事、こちらの組合推薦ということで今回受章されたということでございます。また荒川区で指定無形文化財工芸技術、木版画摺保持者でございます。現在、荒川区伝統工芸技術保存会の副会長でございます。また、元荒川区文化財保護推進員でございました。

受章の対象となった活動・功績等でございますが、伝統文化である浮世絵版画の技術の保存・育成に尽力、また長年にわたり東京及び近県で実演・展示等の普及活動を行っているということでございます。

伝達式につきましては、来週5月13日の火曜日でございます。

報告は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。また、おめでとうでございます。どなたか御質問ございますでしょうか。

小林委員 おめでたいですね。

委員長 では、続いて、先ほどふるさと文化館で見ました伝統工芸記録映画「伝統に生きる刷毛 齋藤正一郎」さんについて御説明をお願いいたします。

生涯学習課長 野尻ふるさと文化館長から御説明いたします。

荒川ふるさと文化館館長 齋藤正一郎さん、平成24年度に指定文化財になられた職人さんです。昭和29年に福島県の方から上京されまして、先代の齋藤佐太郎氏、こちらは登録無形文化財保持者でございましたが、に師事しまして、技術を修得しております。

平成6年に先代が亡くなりまして、2代目を継いで約50年間にわたって刷毛づくりに従事していました。先ほどちょっと見ていただきましたが、獣の毛を揃えて束ねていく過程ですけれども、非常に緻密な作業でして、非常に業界でも評価の高い染め物用専用の刷毛をつくれる職人さんです。丸刷毛と引刷毛の2種類の刷毛を製造しております。

私どもで映像を撮らせていただきまして、その撮らせていただいたときに作った作品を購入しております。東京都から東京マイスターも受賞しております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。荒川区指定無形文化財保持者の方でございます。どなたか御質問ございませんでしょうか。

生涯学習課長 DVDがございますので、もしよろしければお貸しできます。

委員長 わかりました。では、これ、お借りします。

小林委員 大変にすばらしいものなので、販売も考えてほしいぐらいです。

委員長 みなさんに見ていただきたいですね。

荒川ふるさと文化館館長 来週の17日に区民に公開する上映会を予定しております。

委員長 この刷毛、1日幾つできるのですかね。

荒川ふるさと文化館館長 それは確認させていただきたいのですが、やっぱりあれだけの作業ですので。

委員長 1個か2個でしょうね。

荒川ふるさと文化館館長 思った以上に値段は高くないようです。

委員長 そうですか。

荒川ふるさと文化館館長 ほかの職人さんからはもう少し高くてもよいのではないかとわかれても、前々からの顧客とのことだからということで値上げはしないと言っていらっしゃるようです。

委員長 わかりました。ありがとうございます。

では次に、以前報告がありました「日暮里図書館におけるカレーライス投入事件について」、御説明をお願いいたします。

図書館課長 日暮里図書館の返却ボックスへのカレーライス投入事件について御報告をいたします。

教育長 これは口頭になりますね。

図書館課長 はい、口頭で御説明をいたします。

事件につきましては、昨年の12月から数回のカレーライスの投入がありまして、図書館の資料9万3,572円相当の被害を受けたものでございます。

元容疑者になりますが、2月28日に現行犯で逮捕され、それに伴いまして区として告訴をしておりましたが、過日、検察庁より不起訴の処分が決まったという通知がありました。

委員長 次に5月から7月の教育委員会の関係主要行事について配付資料がございます。これに対して何かございますでしょうか。

教育総務課長 特にございません。

委員長 ありませんか。ありがとうございます。

予定しておりました事項は以上ですが、事務局より連絡事項はありますか。お願いいたします。

教育総務課長 教育委員会開催時間の御相談でございます。御手元の平成26年度教育委員会日程を御覧いただきたいと存じます。次回、5月23日金曜日でございますけれども、当初現時点で1時半開会予定ですが、区の方の行事と重なることが想定されますので、3時ということで開催の方を進めてまいりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 そのほかにございますでしょうか。

教育総務課長 特にございません。

委員長 ありがとうございます。

以上をもちまして、教育委員会第9回定例会を閉会いたします。

了